

## 第4章

### 学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応



## 第4章 学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応

学校給食は、抵抗力の弱い若齢期の児童生徒を対象に実施する大量調理であることから、学校給食による事故は被害が大きく、児童生徒へ精神的・身体的苦痛を与えるため未然に防ぐ必要がある。

事故を防ぐには、過去の事例から学び、日常や定期の安全点検を徹底し、教職員一人一人が想定外の事態にも対応できる危機管理意識を高めておくことが大切である。さらに日常の中で起こったヒヤリハットの事例を共有し、事故発生時の被害を最小限にするため、日頃から緊急対応の体制を整えておくことが重要である。

### 1 食中毒等（疑いを含む）の具体的な対応

食中毒の予防には、学校給食に関わるすべての関係者が、衛生管理を徹底する必要性を認識し「学校給食衛生管理基準」を遵守することが大切である。また、日常における感染症の予防についても、「学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）」に基づき取り組む必要がある。

そのために、日頃から危機管理を踏まえた衛生管理体制を構築しておく。食中毒等（疑いを含む）の際の教育委員会との連絡責任者、マスコミ等対応責任者、学校医等医療関係者及び保健所等の対応者等を決めておく。また、校長は給食の停止や必要に応じた出席停止や臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、感染拡大防止の措置を行う。《参照本誌 P 30 「食中毒（疑）発生時の対応」》

#### ◆実態把握と迅速な措置◆

校長は、次のような対応を想定し、衛生管理に関する校内組織に基づき、副校長、教頭、主幹教諭、保健主事、学級担任、食育担当、給食主任、養護教諭、栄養教諭等の役割を確認し、指示を行う。なお、危機管理体制を構築する際には、担当者が発症した場合も想定しておく。

○校長は、学校給食に関わる事故及び非常時の対応について教育委員会・保健所等と連携の上、速やかに判断する。

- (1) 保健所の立入調査の際は、担当者を定めて適切に対応する。
- (2) 学校においては、本誌 P 25・26「食中毒（疑）発生時における関係職員の役割分担」を参照の上、必要書類等を準備する。



食中毒（疑）発生時における関係職員の役割分担

◆単独調理場の場合◆

職名	役割分担並びに具体的対応業務	整えておくべき関係書類
校長	①教育委員会への報告 → 保健所等との連絡調整を行う。 ②学校医・学校薬剤師へ連絡する。 ③対策本部の設置と全体の総括（情報の把握）を行う。 ④臨時のPTA役員会（保護者会）を開催する。 ⑤臨時の学校保健会を招集する。 ⑥教育委員会と連携してマスコミ等へ対応する。	○学校（校務）日誌 ○児童生徒の出席簿 ○使用水点検記録簿 ○定期及び日常の衛生検査の点検票（第1～第8票）
副校長・ 教頭	①校長の指示を受け、校長を補佐し、全体の指揮を執る。 ②全体状況の把握と校内の連絡調整を行う。	○食中毒等発生状況報告書（様式A-②） ○給食当番健康チェックリスト
主幹教諭・ 教務主任	①全体状況把握と校内の連携調整について教頭を補佐する。 ②教職員・保護者（児童生徒）の緊急連絡網を確認する。 ③全校の出欠状況の把握と整理（事故発生前2週間）を行う。 ④関係書類を準備する。	○検食簿 ○保健所の指示事項 ○学校医等の指示事項 ○調理室の平面図
担任及び 学年主任	①必要事項に沿って、児童生徒の臨時健康観察を実施する。 ②臨時健康観察の結果をまとめ、養護教諭に提出する。 ※疑わしい者、異常のない者、欠席者（欠席理由）等の区分け ③必要事項に沿って、児童生徒の喫食調査を実施し、結果をまとめ担当者に提出する。 ④児童生徒が登校の場合は、養護教諭と相談の上、保護者と連絡を取り、医療機関への搬送・帰宅・保健室での休養や観察等の事後措置を行う。 ⑤児童生徒が欠席の場合は、直ちに連絡を取り現状確認を行う。 ⑥便、嘔吐物等検体を確保する。 ⑦様式項目に沿って、発症者報告書（個人データ）を速やかに作成し、管理職へ提出する。  【様式項目例】 学年、学級、氏名、生年月日、住所、電話番号、保護者氏名、発症日時、主な症状と程度、医師による診察の有無、入院と通院の区別、医療機関名と電話番号、診察医師氏名 等	○児童生徒の出席簿 ○給食当番健康チェックリスト
保健主事・ 養護教諭	①発症した児童生徒の看護に当たる。 ②臨時健康観察結果を回収し、速やかに集計して校長へ報告する。 ③発症者報告書（個人データ）を回収し、速やかにまとめて一覧表を作成する。 ※全体の発症状況が掴めるように、あらかじめ集計様式を定めておく（医療機関毎にまとめる等）。 ④保健主事と養護教諭の連携を図る。 ※保健主事：情報収集・連絡調整を行う。 ※養護教諭：専門的立場から助言等を行う。	○健康観察簿 ○発症者報告書（学年毎の児童生徒数、教職員数） ○発症状況（時系列にまとめたもの）

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

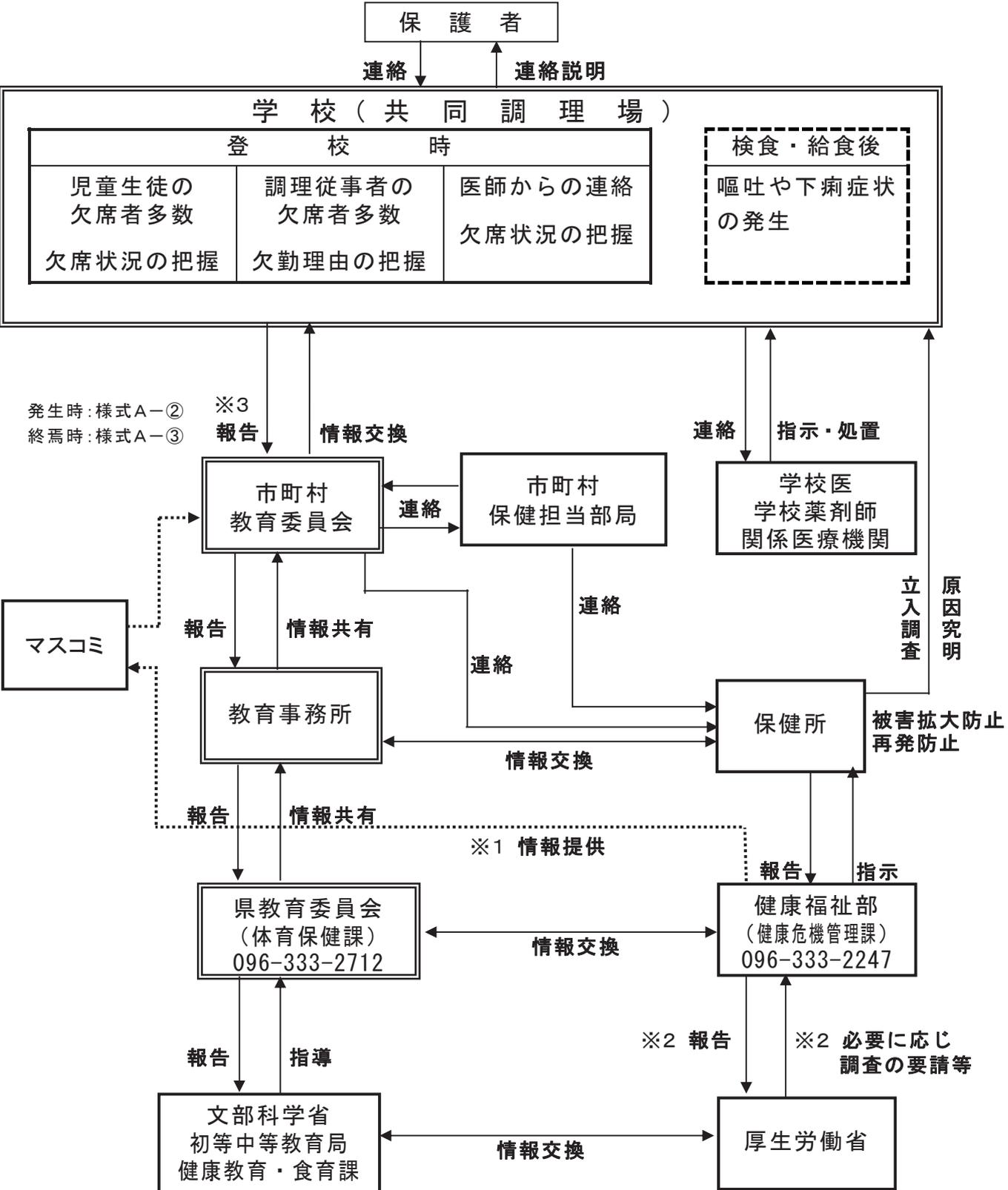
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒の喫食調査を回収・集計し、原因究明のデータとする。</li> <li>②関係書類を準備する。</li> <li>③保健主事や養護教諭と連携を図り、当面の給食に係る衛生指導が徹底するよう配慮する。</li> </ul>	
栄養教諭等・調理職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調理場や配膳室の現状保存に心がける。</li> <li>②関係書類を準備する。 (献立等関係書類は、<b>事故発生前2週間</b>)</li> <li>③保存食等を提出し、拭き取り検査へ協力する。</li> <li>④その他検便等調査へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食用物資検収表</li> <li>○調理作業工程表</li> <li>○作業動線図</li> <li>○加熱温度記録簿</li> <li>○学校給食従事者の検便検査結果</li> <li>○調理従事者の健康記録簿(個人毎)</li> <li>○実施献立表 (2週間分、使用食品を記したもの)</li> <li>○保存食記録簿</li> </ul>

◆共同調理場の場合◆

職名	役割分担並びに具体的対応業務	整えておくべき関係書類
所長(場長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対策本部の設置と全体の総括を行う(情報の把握)。</li> <li>②各学校と連絡調整を行う。</li> <li>③教育委員会への報告 → 保健所等との連絡調整を行う。</li> <li>④臨時の給食運営委員会を招集する。</li> <li>⑤教育委員会と連携し、マスコミ等へ対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用水点検記録簿</li> <li>○定期及び日常の衛生管理の点検票 (第1～第8票)</li> <li>○食中毒等発生状況報告書 (様式A-②)</li> </ul>
事務長・場長補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所長の指示を受け、所長を補佐し、全体の指揮を執る。</li> <li>②対策本部で状況の全体把握と学校、場内の連絡調整に当たる。</li> <li>③関係書類を準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検食簿</li> <li>○保健所の指示事項</li> <li>○調理室の平面図</li> <li>○学校給食従事者の検便検査結果</li> </ul>
栄養教諭等・調理職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調理場や配膳室の現状保存に心がける。</li> <li>②関係書類を準備する。 (献立等関係書類は、<b>事故発生前2週間</b>)</li> <li>③保存食等を提出し、拭き取り検査へ協力する。</li> <li>④その他検便等調査へ協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食用物資検収表</li> <li>○調理作業工程表</li> <li>○作業動線図</li> <li>○加熱温度記録簿</li> <li>○調理従事者の健康記録簿(個人毎)</li> <li>○実施献立表 (2週間分、使用食品を記したもの)</li> <li>○保存食記録簿</li> </ul>

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

# 食中毒（疑）発生時の連絡体制



学校給食に関わる事故防止及び非常時の対応

- ※1 患者を診た医師から保健所に食中毒（疑いを含む）の届出があった場合又は、保健所長が食中毒（疑いを含む）と断定した場合
- ※2 患者が50人以上等の場合
- ※3 県立学校の場合は、直接、県教育委員会体育保健課に報告し、保健所へ連絡する。

様式A-② (学校(共同調理場)における食中毒等発生状況)

学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告

平成 年 月 日

		都道府県名	熊本県			
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所 長 名)				
学校・共同調理 場 の 所 在 地		電 話 番 号				
受 配 校 数 (共同調理場方式のみ記入)						
食中毒等の発生状況	発生日時	平成 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	幼児・児童生 徒数		男	女	計	備 考
	患者数等  年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備 考
		患 者 数				
		うち欠席者数				
		うち入院者数				
		うち死亡者数				
	主な症状					
発生原因 (判明している場合記入)						
献 立 表	(食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)					

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

- (注) 1 食中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。  
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。  
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。  
 4 教育委員会への報告は、終焉するまで継続的に行うこと。

様式 A-③ (感染症・食中毒発生状況)

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

平成 年 月 日

1 学 校 名																		
2 学校の所在地																		
3 感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病名(疑われる病名)																	
	(2) 発生年月日																	
	(3) 終焉年月日																	
	(4) 発生の場所																	
	(5) 患者数・欠席者数	学 年	在籍数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			給食実人数															
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		幼稚部																
		第1学年																
		第2学年																
		第3学年																
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
第7学年																		
第8学年																		
第9学年																		
計																		
(6) 発生の経過																		
4 患者及び死亡者発見の動機																		
5 感染症・食中毒の発生原因																		
6 感染症・食中毒の感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1) 学校の処置																	
	(2) 学校の管理機関の処置																	
	(3) 保健所その他の関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他参考となる事項																		

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

(注) 1 職員に該当者があったときは、3(5)の備考欄に当該人員を記入すること。  
 2 患者数とは、欠席者数、入院者数、死亡者数を含めた人数とする。  
 3 共同調理場の場合は、3(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

# 食中毒（疑）発生時の対応

## 食中毒様症状発生

### 登校後

- ① 健康観察
- ② 人数・状態把握
- ③ 連絡
  - 学校医
  - 学校薬剤師
  - 市町村教育委員会\*1
  - 調理場・共同調理場
  - 保健所
  - 嘔吐物の処理
  - 二次感染予防及び差別や偏見が生じないよう十分配慮する。

### 検食後

- ① 味覚の異常（食後30分程度）があった場合\*2  
→ 給食中止
- ② 連絡
  - 調理場・共同調理場
  - 市町村教育委員会\*1
- ③ 様式A（電話＋FAX）
  - 保健所
  - 学校医
  - 学校薬剤師
- ④ 給食の残食等の取扱いについては、保健所の指示に従う。

### 給食後\*3

- ① 人数・症状把握
  - 児童生徒
  - 職員
- ② 嘔吐物の処理
- ③ 連絡
  - 市町村教育委員会\*1
- ④ 様式A（電話＋FAX）
  - 保健所
  - 学校医
  - 学校薬剤師
  - 調理場・共同調理場
- ⑤ 給食の残食等の取扱いについては、保健所の指示に従う。

### 家庭連絡 早退の対応

- ① 人数・症状把握
  - 発症者
  - 家族内罹患者の有無
  - 保護者・医療機関への受診状況
- ② 本人及び保護者への配慮
- ③ 出席停止・欠席扱いについて  
登校の可否は医療機関からの指示等を参考にす。
- ④ 共有（食中毒及び感染症の情報）
  - 学校医
  - 医療機関
  - 保健所
  - 市町村教育委員会

### 給食中止の場合の事後措置

- ・ 職員間での情報と対応の共有
- ・ 給食中止の際の補助食の検討
- ・ 出席停止、代替食や授業時間短縮・臨時休業等の対応
- ・ 授業時間短縮・下校時間の繰り上げ・部活動の中止等の対応
- ・ 児童生徒・保護者への連絡（保護者への通知文の作成）

### 補足

- \*1： 県立学校は県教育委員会
- \*2： ヒスタミン中毒（食べた時に舌のしびれがあったり、食後30分程度で顔面紅潮、かゆみ、じんましん等の症状を発生したりする場合がある）
- \*3： 食中毒の原因となる細菌等によっては、下校前校内で発症するものもある

### 補足

- \*1： 県立学校は県教育委員会
- \*2： ヒスタミン中毒（食べた時に舌のしびれがあったり、食後30分程度で顔面紅潮、かゆみ、じんましん等の症状を発生したりする場合がある）
- \*3： 食中毒の原因となる細菌等によっては、下校前校内で発症するものもある

### 報道への対応

- ・ 教育委員会及び管理職が一貫して対応

## 2 異物混入等の対応

異物混入があった場合は、児童生徒の安全のために給食の中止を行う必要が出てくるなど、児童生徒への影響が大きいため、教室においては毛髪等の混入がないよう、給食当番の服装等に十分配慮する。

なお、異物混入が発生した際は、児童生徒への健康被害の有無に関わらず、危険異物（金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類等）については全て、非危険異物（毛髪、野菜についていた小さな虫等、単体で入り毒がないもの）の混入が複数又は多数あった場合は、直ちに県立学校は教育庁教育指導局体育保健課に、市町村立学校は市町村教育委員会に第一報を入れる。その後、速やかに「様式H」（本誌P40）により報告を行う。また、必要に応じては、管轄の保健所にも報告を行う。《参照本誌P38・39「学校における異物混入時の対応」「調理場における異物混入時の対応」》

## 3 食物アレルギー事故発生時の対応

学校給食での食物アレルギー対応については、教育委員会が示す統一の方針のもと、校長を委員長とする食物アレルギー対応委員会を組織し、以下の指針等を参考に安全性を最優先とした対応を行う。

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省 平成28年3月）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」  
（財団法人 日本学校保健会、監修：文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）
- ・「学校における食物アレルギー対応の手引き」、「学校における食物アレルギー対応Q & A」、「食物アレルギー緊急対応マニュアル」（熊本県教育委員会 平成28年3月）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」（各市町村教育委員会作成）

### （1）緊急時の対応

児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、日頃から保護者及び主治医に確認し、情報を全教職員で共有しておく。また、教職員の役割分担を決め、緊急時に備えて事前にシミュレーションをしておくことが重要である《参照「食物アレルギー緊急対応マニュアル『熊本県版』」P1》。また、事故発生時には迅速かつ適切に対応し、直ちに県立学校は教育庁教育指導局体育保健課に、市町村立学校は市町村教育委員会に第一報を入れる。その後、速やかに「様式G」（本誌P33）により報告を行う。

### （2）すべての事故及びヒヤリハット事例の報告

すべての事故及びヒヤリハット事例は、状況や問題となった原因、改善方法について校内や調理場内でそれらの情報を共有するとともに、校長は市町村教育委員会等に報告をする《参照「学校における食物アレルギー対応の手引き『熊本県版』」様式4、本誌P34》。また、食物アレルギー対応委員会において検証し、対策を検討するとともに事故防止の徹底に努める。

〔参考例〕 ○市町村教育委員会等とのかかわり ☆小学校関係 ★中学校関係 ・共通

月	実施内容	関連行事と 市区町村教育委員会等とのかかわり	
4	・個別の取組プランの決定と共有 ・給食運営実施について共通理解	○市区町村教育委員会等による方針の各学校への説明	学校給食実施状況把握
5	・食物アレルギー対応研修会（エピペン®実技研修を含む） ○食物アレルギー対応の実態報告		
6		○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会（実態や事故の検証、方針やマニュアル等について検討）	
7	・1学期の学校給食実施結果		
8		○市区町村教育委員会等から、事故の検証や方針やマニュアルなどの検討結果を学校へ周知	
9	・2学期の学校給食対応		
10	☆次年度入学予定児童へのアレルギー調査 ★次年度入学予定生徒へのアレルギー調査と小中学校の情報交換	☆就学時健康診断（小学校）	
11	☆★食物アレルギーを有する児童生徒（在校生）と入学予定児童生徒へ学校生活管理指導書の提出を依頼		
12	★生徒の個別調査面談の実施 ・2学期の学校給食実施結果	★入学説明会（中学校）	
1	・3学期の学校給食対応		
2	☆入学予定児童の食物アレルギー対応 ☆児童の個別調査面談の実施 ☆保幼小連携・情報交換 ○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会へ支援してほしいことを提案	☆入学説明会（小学校） ○市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会（対応の判断に迷う児童生徒や、施設や調理員の数などについて支援内容を検討）	
3	○市区町村教育委員会等の支援の回答や児童生徒の個別調査に基づき個別面談の実施。個別の取組プラン案の作成・仮決定・共有 ・3学期・年度末の学校給食実施結果 ・次年度学校給食実施計画		

※年度途中の転入者には、その都度情報提供・収集し、必要に応じて個別対応を行う。

（学校給食における食物アレルギー対応指針P14から一部抜粋）

〔参考〕 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告例

発生日時	平成〇〇年4月8日（火）12時35分	平成〇〇年10月25日（金）12時40分
発生場所	単独調理場（小学校）の給食室及び教室	共同調理場受配校（中学校）の教室
内容	年度当初の給食で、アレルギー対応除去食に付ける名札が、進級前のクラス表示のままになっており、除去食が別のクラスに運ばれた。間違いに気付いた担任がすぐ対応した。	担任不在時の給食で、補欠担当教員が除去食用のフライにもタルタルソースをかけて配食した。生徒本人が卵が入っていることに気づき誤食を防ぐことができた。
再発防止策	○年度当初及び学期始めには、給食提供における作業手順を管理職を含めた複数体制で確認する。 ○毎朝の職員会議で、その日の対象児童と原因食物を全教職員で確認する。	○アレルギー対応に関する個別の取組プランについて、年度当初に全教職員で共通理解する。 ○保護者の承諾を得て、対象生徒の献立表をクラスや職員室に掲示し、担任以外の教職員も把握できるようにする。
その他参考事項	除去食用の食器は、他の食器と色を変え、全員が可視化できるようにする。	除去カード等を活用し、担任等への確実な受け渡しを行う。

様式 G

アナフィラキシーショック【食物、蜂、化学物質、運動誘発等】発生報告（速報・追加）

平成 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 \_\_\_\_\_

報告者：職名（ ） 氏名（ ）

学 校 名	
学校長名	
学校の所在地	
児童生徒名	氏名 ( ) 年 ( ) 組 ( 男 ・ 女 )
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 頃
発生場所	
既 往	学校生活管理指導表 ( 有 無 ) 原因物質等 ( )
概 要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等 エピペンの使用 ( 有 無 )
その後の経過	
※受 信 日	平成 年 月 日 ( ) 時 分 頃：受信者 ( )

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。

- 県立学校 学校 → 県教育庁教育指導局体育保健課
- 市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会  
教育事務所 → 県教育庁教育指導局体育保健課

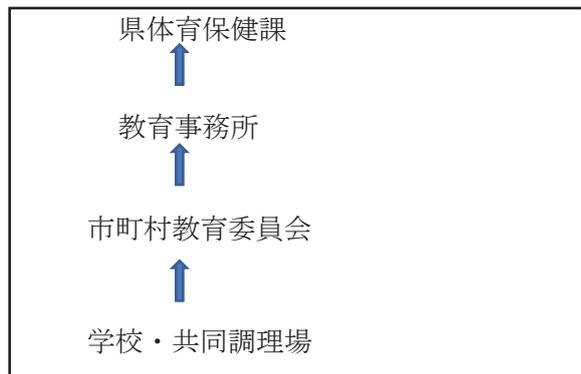
**注 意**

- 1 アナフィラキシーショックの発生時には、この様式により電話又はFAXにて速報すること。
- 2 速報の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
- 3 ※は県教育委員会で記入する。
- 4 終焉後、学校長は詳細な報告書を提出すること。

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

《連絡の流れ》

平成 年 月 日 時 分現在



学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	
連絡先	— —

ヒヤリハット 事例報告者	職 名		氏 名	
発生日時	年 月 日 ( ) 時 分			
発生場所				
原因	給食	表示見落とし・調理中の混入・配膳の取違え・記載漏れ・その他( )		
	給食以外 の活動			
内容	※必要に応じて速報提出			
再発防止 対応策	※必要に応じて速報提出			
その他 参考事項				

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

【報告を要するヒヤリハットの内容】

- ① 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ② 事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と共有したいものである場合

## 4 窒息事故の防止

### (1) 窒息事故の防止

食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べることを指導する。特に、嚥下障害のある児童生徒は、食べ物による窒息が起こりやすいので、十分な注意をする。

### (2) 詰まった時の対処方法

他の教職員に 119 番通報を依頼し、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みる。

図 1 背部叩打法



体の小さい児童では、立て膝の太ももがうつぶせにした児童のみぞおちを圧迫するようにし（図 1）、児童の頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。

なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減すること。

図 2 ハイムリッヒ法



体の大きい児童生徒や大人では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上の方に圧迫する（図 2）。

\* 意識がある児童生徒にのみ使用する。

\* 乳幼児・妊婦には使用しない。

この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、又は、座って前かがみにして、背部叩打法を試みる。

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

## 5 嘔吐物の処理

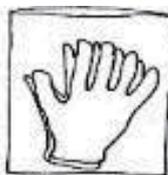
二次感染防止と発症児童生徒の苦痛・不安の軽減のため、対応は組織で迅速に行う。

### (1) 日常的な準備



次亜塩素酸ナトリウム溶液 0.1%  
〇/〇から3ヶ月有効

次亜塩素酸ナトリウム溶液 0.02%  
〇/〇から3ヶ月有効



- ① 汚物処理に必要な物品を所定の場所に準備しておく。
- ② 汚物処理手順に沿い、処理を行う。

【溶液の作り方】

- ① 0.1%溶液は 40mL（ペットボトルキャップ約 8 杯分）の次亜塩素酸ナトリウム原液を入れ、2Lまで水を入れる。
- ② 0.02%溶液は 8 mL（ペットボトルキャップ 2 杯分）の次亜塩素酸ナトリウム原液を入れ、2Lまで水を入れる。  
（次亜塩素酸ナトリウム溶液は、遮光であれば3か月保管できる。）

(2) 教室等での対応

教室等での対応は、感染拡大防止が第一優先であるが、嘔吐等をした児童生徒の心的不安軽減も併せて行う。《参照本誌 P37「嘔吐物・排泄物の対応」》

対応のポイントは

- ① 迅速に処理（換気・被せる・かける）する。
- ② 嘔吐物の処理は職員が行う。
- ③ 処理は一人で行う。
- ④ 他児童生徒を嘔吐物に近づけない。

(3) 食器の消毒方法

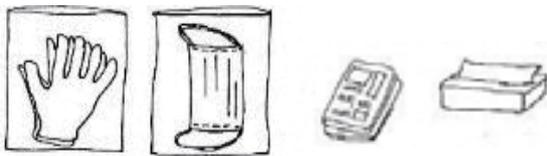
学校給食衛生管理基準では「嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するにあたっては、その旨を明示しその食器を返却すること」とある。

食器の消毒は、調理従事者が行うと感染拡大の危険があるため、給食関係者以外が消毒を行い、返却又は処分する。

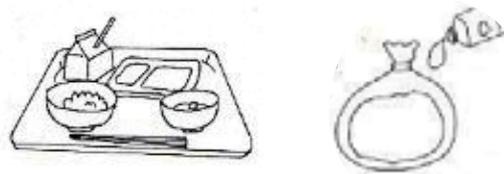
食器の消毒方法

嘔吐物がついた食器は手順に沿って処理する。

- ① ビニール袋（2枚）・0.1%溶液・手袋・ふき取りのペーパータオル等を準備する。



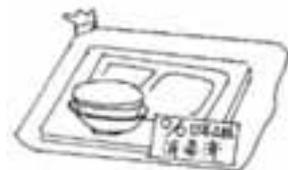
- ② 食器及び残った食材はビニール袋に入れ、0.1%溶液をかけ密封し処分する。



- ③ 別のビニール袋に0.1%溶液を入れ、その中で食器をつけおきする（10分ほど）。



- ④ 消毒後の容器は袋に入れ、消毒済みであることを明記し返却または、廃棄する（必ず各調理場や給食センターに事前に連絡しておく）。



## 嘔吐物・排泄物の対応

### 担任・学年主任（児童生徒対応担当）

- ① 当該児童生徒に声をかけ状態を把握する。
- ② 窓を開け換気を行い、処理・児童生徒対応の応援を要請する。可能であれば他児童生徒を別の場所に移動させる。
- ③ 他の児童生徒の体調を確認する。
- ④ 嘔吐の状況や体調等について家庭連絡を行う。

### 養護教諭他教職員（当該児童生徒の対応）

- ① 嘔吐をした児童生徒は保健室等であうがい・着替えを済ませ、状態を把握する。
- ② 症状の軽減が見られない場合は家庭への連絡を依頼する。
- ③ 服や上靴はビニール袋に入れ、家庭での処理方法を明記し返却する。



### 他教職員（処理担当）

- ① 処理用セットを持参  
バケツ・45L ビニール袋（2）・使い捨て手袋・マスク・新聞紙・消毒液【次亜塩素酸ナトリウム 0.1%溶液（吐物用）0.02%溶液（床など）】
- ② 使い捨て手袋とマスクを着用し、使い捨てエプロンなどがあれば使用する。
- ③ 教室等の出入り口に、消毒液を染み込ませた雑巾等を敷いて、感染拡大を防ぐ。
- ④ 嘔吐物に新聞紙をかぶせ、上から 0.1%溶液をかけ 10～15 分おく。  
（スプレー式は菌が舞うことがあるので避ける）
- ⑤ 外側から内側へ、周囲に拡大させないように新聞紙ごと取り除き処分する。
- ⑥ ペーパータオル等で完全に拭き取る。
- ⑦ 嘔吐物を処理したものはすべてビニール袋に入れ、内容物がまんべんなく濡れる程度の 0.1%溶液を注ぎ密封した後、更に別のビニール袋に入れ密封し廃棄する。その後④⑤⑥を繰り返し行う。  
（塩素系消毒液については、添付文書を熟読の上、正しく取り扱う）
- ⑧ 流しであうがいをした場合は、流しも消毒を行う。
- ⑨ 処理後は石けん液、流水で必ず手を洗い、換気を行う。



感染症または食中毒が疑われる場合は、養護教諭等から学校医へ報告し指示を受ける。また、管理職から市町村教育委員会・保健所及び関係機関へ報告する。\*様式 A の提出

# 異物混入発生

## 学校における異物混入時の対応

異物混入状況の把握  
いつ・どこで・  
何に入っていたか

管理職・養護教諭  
他のクラスにも異物  
混入がないか確認を  
行う。

児童生徒の  
健康被害やけが  
の有無の把握

学校医・  
主治医

### 異物の特定・異物の保管

【危険異物】…給食中止  
金属片やガラス片  
ゴキブリ等

【非危険異物】…検討  
毛髪、野菜についていた  
小さな虫、糸くず等

異物を摂取した  
児童生徒の対応  
家庭連絡を行い、  
医療機関受診

### 調理場・市町村教育委員会へ電話にて報告

- ・異物の確認・混入原因の特定
- ・共同調理場の場合、他校への混入がないか

校長（単独調理場）・市町村教育委員会（共同調理場）が  
中止または継続を判断

給食中止

給食継続

#### 給食中止の場合の事後措置

- ・児童生徒の健康観察
- ・職員間での情報と対応の共有
- ・給食中止の際の補助食の検討
- ・授業短縮・下校時間の繰り上げ
- ・部活動の中止
- ・児童生徒・保護者への連絡  
（保護者への通知文の作成）
- ・市町村教育委員会へ様式HをFAX  
で報告
- ・必要に応じて保健所に報告

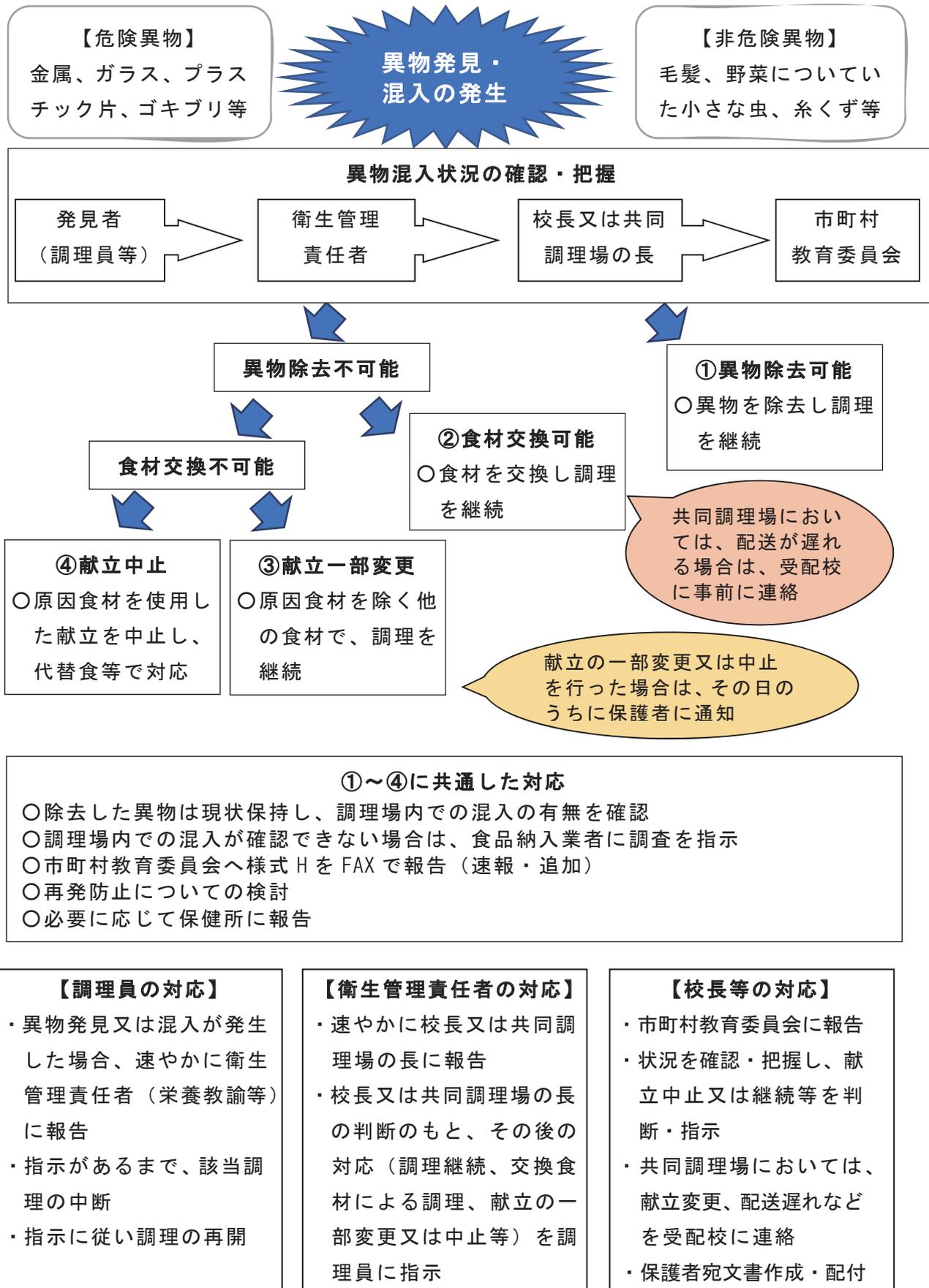
#### 給食を継続した場合の事後措置

- ・児童生徒の健康観察
- ・職員間での情報と対応の共有
- ・児童生徒・保護者への連絡  
（保護者への通知文の作成）
- ・市町村教育委員会へ様式HをFAX  
で報告

再発防止についての検討

学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

## 調理場における異物混入時の対応



学校給食に関わる事故  
防止及び非常時の対応

## 様式H

学校給食における異物混入発生状況（速報・追加）

平成 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 \_\_\_\_\_

報告者：職名（ ） 氏名（ ）

学校・調理場名			
学校長・調理場長名		学年・学級	
発生年月日	平成 年 月 日（ ）	時 分頃	
発生場所			
異物名			
健康被害の有無	【有・無】 有の場合は、児童生徒名及び被害の程度		
概要	※ 発生の経過、異物混入の程度、学校の対応、医療機関との連携等		
その他の参考事項	※ 他の児童生徒の健康状態等		
その後の経過及び今後に向けた改善			
※受信日	平成 年 月 日（ ）	時 分頃	受信者（ ）

発生の都度、下記の順序で電話又はFAXにより速報する。内容は報告書のとおり。

○県立学校 学校 → 教育庁教育指導局体育保健課  
 ○市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁教育指導局体育保健課

### 注意

- 1 体育保健課に関わる事故が起きたら、この様式により電話かFAXで本課に速報する。
- 2 速報の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
- 3 追加が必要となった場合は、速報に使用した用紙を活用し、「その後の経過」の欄に記入し報告する。
- 4 ※は県教育委員会で記入する。
- 5 終了後、学校長は、詳細な事故報告を提出する。